

福井藩医師岩佐純及び橋本綱常履歴書

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2018-01-04 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 保科, 英人, Hoshina, Hideto メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10098/10304

福井藩医師岩佐純及び橋本綱常履歴書

保科英人

教育学部

Resumes of Two Physicians, Jun Iwasa and Tsunatsune Hashimoto of Fukui Province

HOSHINA, Hideto

Faculty of Education, University of Fukui

Abstract:

The Archives and Mausolea Department of the Imperial Household Agency houses a series of unpublished resumes of former noblemen, the Kazoku-rireki (Noble History). In the present article, the resumes of two physicians that appear in the Kazoku-rireki, Jun Iwasa and Tsunatsune Hashimoto of Fukui Domain, are reprinted.

Key Words: resume, Jun Iwasa, Tsunatsune Hashimoto, physicians, Fukui Province, Japanese Modern Monarchical Period

要旨：

宮内庁書陵部は華族の履歴書である一連の未刊行史料「華族履歴」を所蔵している。本稿ではそこに掲載された2人の福井藩出身の医師、岩佐純と橋本綱常の履歴書を翻刻した。

キーワード：履歴書，岩佐純，橋本綱常，医師，福井藩，日本近代

幕末福井藩は佐々木権六、佐々木忠次郎、三崎嘯輔と言った理科系の有為の人材を輩出した^④。さらに、福井藩は医学史上の重要人物を日本近代に送り出した。笠原白翁、岩佐純、橋本綱常らである。本稿では、明治期に活躍した岩佐純と橋本綱常の二人の医師を取り上げたい。福井藩医の家に生まれた岩佐純（一八三五—一九一二）は明治新政府に奉職、ドイツ医学の導入に尽力し^⑤、日本近代医学の基礎を築き、晩年は宮中顧問官に任じられた。一方、橋本綱常（一八四五—一九〇九）は言わずと知れた福井藩士橋本左内の弟で、明治維新後は陸軍に出仕、軍医として活躍し、のち貴族院議員になり、日本赤十字社病院長も務めた明治医学界の重鎮である^⑥。この岩佐・橋本両名の大凡の生涯を知るには『福井県大百科』^⑦が便利で、また上記以外の功績の詳細については他の文献に譲る^⑧。

二人は多大な貢献ありとして、岩佐純は明治四十年九月二十三日に男爵の爵位を、橋本綱常は明治二十八年十月三十一日に男爵の爵位を授けられ、共に華族に列した。橋本の方はさらに明治四十年九月二十三日に子爵に陞爵している^⑨。

宮内庁書陵部は現在も華族の履歴書を所蔵している。そして、その記載項目は既刊の旧華族名簿資料にも利用されているが^⑩、履歴書の原文自体は未刊行のままである。同庁書陵部 website の「書陵部所蔵資料目録・画像公開システム」で「華族履歴」との単語で検索をかけると同語、ないしは同語を一部を含む文献名六十三件の史料がヒットする。筆者は平成二十八年七月に同庁書陵部を訪問し、これら六十三件の史料を調査、大谷喜久蔵男爵を除く福井県出身の全華族の履歴書を撮影した。本稿では岩佐純と橋本綱常二人の医師の履歴書を翻刻することにした。

なお、宮内庁書陵部所蔵の各華族の履歴書は書式が全く統一されていない。例えば、福井藩士の堤正誼男爵（維新後は宮内官僚）の履歴書には幕末の元治元年（一八六四年）禁門の変で敵を一人討ち取ったとの個人的武者働きにまで言及される一方で、後述のように岩佐純の履歴には生年以外の明治維新前の項目が一切ない。また、六十三件の史料の殆どは書誌を示す記述がない。よって、それが何年に編纂されたかは現物だけを見ても明らかにできない。

さらに、書陵部所蔵の「華族履歴」が絶対に正しいとの保証もない。

実際、筆者は「華族履歴」の記述の間違いを指摘したことがある^⑪。福井県文書館が所蔵し、既に一部が翻刻刊行されている「福井藩士履歴」^⑫と照合したところ、「華族履歴」「福井藩士履歴」両者の岩佐純の明治初期の履歴項目に日付の若干のズレ等が認められた。橋本綱常の方はまとまった伝記があり^⑬、そこに彼の詳細な年譜が掲載されているが、「華族履歴」には伝記の年譜に記述されていない項目もいくつかある。

本稿は校訂作業を一切行わず、未刊行史料である「華族履歴」内の岩佐純と橋本綱常二人の医師の履歴書の史料紹介に徹することとする。極力原文をそのまま翻刻したが、どうしても打ち出せない漢字の俗字や略字についてはそれらに近い漢字に直した箇所が一部ある。また、履歴項目の一部にはその職に任命した、ないしは関連する省庁名が別欄に記載されている。その場合は「／陸軍省」のように「／」のあとに省庁名等を記述した。本稿における二人の履歴書原文が他史料との比較考察の際の一助になれば幸いである。

I 岩佐純履歴書

宮内庁書陵部所蔵で「華族履歴」ないしは同語を一部を含む文献計六十三件の史料のうち、岩佐純の履歴書を掲載しているのは以下の三点である。

- 一、『華族履歴一／昭和二年』
（宮内庁書陵部整理番号：三四五五三）
- 二、『新華族履歴二』
（宮内庁書陵部整理番号：四四一一三）
- 三、『新列華族履歴書五 明治四〇』
（宮内庁書陵部整理番号：八三二七四）

このうち『新列華族履歴書五 明治四〇』収録の履歴書は岩佐純の生前に書かれたものらしく、明治四十一年までの項目しかない。一方、『華族履歴一／昭和二年』と『新華族履歴二』は一字一句ほぼ同一の記載内容である。以下、『華族履歴一／昭和二年』掲載の岩佐純の履歴書を翻刻した。

舊福井藩 從二位勲一等 男爵 岩佐純

天保七年五月一日
生（福井縣越前國足羽郡福井）
明治二年一月二十一日
御雇ヲ以テ醫學學校取調御用被仰付
二月二十七日
學校取調御用ニ付東下被仰付
五月四日
徴士學校權判事被仰付
七月
任大學少丞
十月
敍從六位 / 宮内省
同 月
任大學權大丞
同 月
大阪醫學學校創立ニ付出張被仰付
明治三年三月
敍正六位 / 宮内省
同 四年一月二十四日
任大學大丞
明治四年一月二十四日
敍從五位 / 宮内省
七月二十一日
被廢大學
二十三日
任文部省出仕 但大丞准席

同日
任文部大丞兼中教
九月二十三日
免本官並兼官
二十四日
任文部中教授
十二月二日
免本官
同日
任文部五等出仕
同 五年一月二十日
任大侍醫兼文部中教授
二十七日
任兼文部少丞
十一月二十日
依願免兼官
五月
九州御巡幸供奉被仰付⁽¹⁴⁾
同 八年一月二十二日
被廢大小侍醫 滿年賜金下賜
二十四日
任四等侍醫 / 宮内省
七月十九日
任三等侍醫 / 全
同 九年五月一日
奥羽御巡幸供奉被仰付 / 全
十一月二十九日
大和並京都御巡幸供奉被仰付 / 全
同 十年十月十二日
任二等侍醫 / 全

同 十三年四月二十七日
山梨、三重、京都御巡幸供奉被仰付 / 全
同 十四年六月二十二日
秋田、山形、北海道御巡幸供奉被仰付 / 全
同 十五年十二月二十五日
敍勲五等 / 賞勲局
同 十六年五月八日
任一等侍醫 / 宮内省
六月二十九日
敍正五位 / 全
同 十七年四月二日
醫術研究ノ為メ歐州各國へ罷越度儀特旨ヲ
以テ往返共十ヶ月間御暇下賜
二十日
横濱出帆
明治十八年四月七日
敍勲四等賜旭日小綬章 / 賞勲局
五月廿六日
歸朝
同 十九年二月四日
官制改定
五日
任侍醫
同日
敍勲任二等年俸四千円下賜
十一月三十日
敍勲三等賜旭日中綬章
同 二十年十月十四日
從一位公爵島津久光所勞ニ付御尋トシテ鹿
児島縣へ被差遣

十二月二十七日	愛國ノ哀情ヲ表陳シ防海ノ事業ヲ賛成シ金壹千円献納ス依テ明治二十年勅定ノ銀製黃綬褒章ヲ賜ヒ茲ニ是ヲ表彰ス	同
十二月二十二日	官制改正	同
十一月二十五日	賜二級俸	／宮内省
十一月十四日	奈良、兵庫両縣下行啓供奉被仰付	／全
十月二十二日	茨城縣下行幸行啓供奉被仰付	／全
同	京都市幸供奉被仰付	／全
十二月十六日	敘正四位	／全
二十一日	賜一級俸	二等三千五百円
三十日	除服出仕	同
同	滿宮拜診御用被仰付	／全
同	依勲二等賜瑞寶章	同
二月二十八日	皇后陛下廣島行啓供奉被仰付	／全
同	皇后陛下廣島行啓供奉ノ勞ニ依リ特賜金七百円	／大臣口達
同	埼玉縣行幸供奉被仰付	／宮内省
同	京都行幸行啓供奉仰付ラル	／全
七月	聖上拜診御用被仰付	／全
九月一日	侍醫局長池田謙齋不在中代理被仰付	同
同	兼任宮中顧問官	同
同日	敘一等	／全
同日	敘從三位	／全
同	三十二年六月二十九日	同
同	除服出仕	／全
十一月十五日	栃木縣下行幸供奉被仰付	／全
同	京都行啓供奉被仰付	／全
同	特賜年俸四千円	同
同	依勲功特授男爵	同
十一月二十七日	除服出仕	／全
十二月二十九日	依願免兼官	／全
同日	陸絛高等官一等賜一級俸	／全
同	官制改正	同
二月二十一日	敘正三位	同
六月二十五日	敘勳一等授瑞寶章	同
同	授旭日大綬章	同
同日	依願免本官	同
七月八日	任宮中顧問官	同
同	敘高等官一等	同
同	特旨ヲ以テ位一級被進	同
同	敘從二位	同
明治四十五年一月六日	薨	同
九日	葬送ニ付勅使トシテ侍従子爵松浦靖ヲ其邸ニ差遣ハサレ幣帛ヲ下賜	同

Ⅱ・橋本綱常履歴書

上記六十三件の史料のうち、橋本綱常の履歴書を掲載しているのは以下の三点である。

- 一、『華族履歴四／昭和二年』
(宮内庁書陵部整理番号：三四五五六)
- 二、『新華族履歴三』
(宮内庁書陵部整理番号：四四一一三)
- 三、『新列華族履歴書一 明治二八／三二』
(宮内庁書陵部整理番号：七八八八〇)

このうち『新列華族履歴書一 明治二八／三二』は他の二つとは大きく様式が異なる。例えば、「東京府養育院監長委嘱候事 明治十八年十二月十七日 東京府知事 渡邊洪基」のような委嘱状の原文まで掲載されている。一方、『華族履歴四／昭和二年』と『新華族履歴三』は一字一句ほぼ同一の記載内容で、また上述の岩佐純の履歴書と大凡同じ書式である。文末の注釈で示すように『華族履歴四／昭和二年』には日付等の前後入れ違いを示唆する欄外の但し書きがいくつかある。おそらくは『新華族履歴三』を書き写す過程で但し書きが付けたされたものと思われる。

橋本綱常の履歴書は岩佐とは異なり幕末期の項目も詳しく記されている。以下、『華族履歴四／昭和二年』掲載の橋本綱常の履歴書を翻刻した。

福井藩士 橋本彦也長綱三男

從二位勲一等 子爵橋本綱常

破魔吉 破魔五郎 琢磨

弘化二年六月廿日

生於越前福井常盤町屋敷

安政二年十月廿日

被召出表御醫師被仰付七人扶持被下置

安政五年十二月八日

除痘館皆勤ニ付褒詞

安政六年

同姓左内儀於江戸表從公邊重キ御咎被仰付候ニ付伺ノ通遠慮

萬延元年正月十六日

故彦也家督廿五石五人扶持被下置候 但七人扶持ノ儀ハ以後不被下候

文久元年十二月十六日

褒詞

文久二年正月廿日

家業為修行願ノ上肥前長崎へ出立續テ江戸ニ至ル

文久二年十二月廿五日

今度於公邊故左内先年ノ御咎御免被成候ニ付別段ノ御慈評ヲ以テ為御扶持母へ三人扶持被下置候

十二月二十日

醫術修行出府罷在候ニ付右修行中三人扶持被下置候⁽¹⁵⁾

文久三年十二月十一日

除痘館皆勤ニ付褒詞

元治元年十月十六日

長州征討出張被仰付

慶應元年正月二日

長崎表ニ「ボトドエン」ト申蘭醫在留有之ニ付此者へ相手寄致修行候様被仰付候翌年八月歸郷

慶應二年十二月十六日

奥御外科被仰付医学館教授方助被仰付候

明治三年八月七日⁽¹⁶⁾

江戸表へ罷越醫術厚致修行候様被仰付

十二月三日

親對面願ノ上歸郷

十二月十五日

殿様御上京ノ節御供被仰付候ニ付江戸表へ修行ノ儀ハ御免被成候

明治元年六月廿五日

會津征討出張

十一月十三日

凱旋

明治二年二月廿二日

會津征討出張為慰勞金拾貳両被下置候

二月晦日

内務局當番可相勤旨被仰付

五月朔日

被免

全日

折々為御機嫌伺可罷出候事

七月十一日

醫學館教授試補被仰付候

十一月廿八日

醫學所佐教被仰付候

明治三年正月十三日

役儀其儘病院頭取被仰付

二月四日	以醫學所佐教病院頭取當直兼被仰付	明治六年九月	ウルツプルヒノ醫學大學ニ轉學ス	七月七日	御用有之大阪表へ被差遣候事	／全
四月廿五日	戊辰ノ年越後口出張軍事勳精候ニ付御賞典之内拾石三ヶ年令頒授候事	明治七年七月	覺則ニ從ヒ醫學楷梯試験ヲ經	七月廿三日	御用有之長崎表へ出張被仰付候事	／全
明治三年七月十八日	醫長介枝病院主務被仰付候	明治八年一月	外科教頭「リンハルト」ヨリ准助手ノ許可ヲ得	八月廿四日	征討軍團病院附被仰付候事	／征討總督本營
十月五日	今度大阪府へ百日之間修行願御指許相成候ニ付年給不被下筈ニ候得共職務勉強之事ニ付其儘被下候	八月	學術ノ都合ニ依リ教頭リンハルトノ指揮ニ從ヒ伯尔林在留公使青木周藏ノ許諾ヲ得テ澳國維納府ニ行キ大學校ニ勉學ス	十月十六日	長崎臨時病院附被仰付候事	
十一月十八日	今般於兵部省軍事病院醫官被仰付候ニ付職務被免	明治九年四月	維納府ヨリウルプルヒニ歸校ス	十一月十二日	長崎臨時病院附被免候事	／陸軍省
十月十七日	軍事病院醫官申付候事 ⁽¹⁷⁾	七月	脚氣新説ヲ著述ス	明治十一年一月三十一日	鹿兒島逆徒征討ノ際盡力不少候ニ付勲四等ニ叙シ金六百五拾円下賜候事叙勲四等授旭日小綬章	
十月廿一日	月給金六拾兩被下置候事	七月十七日	醫家普通學試験ヲ經テ醫博士ノ免狀ヲ得	二月七日	文部省御用掛兼勤被仰付候事	／太政官
明治四年四月六日	自今月給七拾兩被下候事	九月	再ヒ澳國維納府ノ大學ニ於テ研究ス	全日	東京大學醫學部教授ノ任ヲ囑シ候事	／文部省
十月十九日	軍醫寮七等出仕被仰付候事	明治十年二月	普國軍醫々制學取調被命全年六月迄留學延期被命 ⁽¹⁸⁾	七月廿三日	建宮御違例ニ付拜診被仰付候條早々同宮へ参上可有之候此段申入候也	／宮内卿
十一月廿二日	自今軍醫寮へ出勤可致候事	三月十五日	伯尔林ニ出府シ普國軍醫々制學大略取調濟ノ折本邦鹿兒島ノ動搖ヲ聞キ伯尔林公使館附陸軍少佐桂太郎ニ示談ノ上期限ニ先ツ二ヶ月前即四月二十二日伯尔林ヲ出テ伊太利ヲ歷六月十八日歸朝	七月廿七日	建宮御違例中日夜御勉勵相成御苦勞之事ニ存候不取敢御挨拶迄以一紙申入候也	／宮内卿
五月廿二日	李國留學申付候事	七月六日	任陸軍々醫監	九月四日	中部檢閱使随行使被仰付候事	／陸軍省
七月	横濱港出帆	全日	本病院出仕被仰付候事			
十月	伯尔林醫學大學校ニ入校					

明治十二年一月廿三日
東京大學醫學部教授嘱任中報酬トシテ金
六百円贈給候事 / 文部省

七月七日
東京府下學校資トシテ金拾五円差出候段奇特
ニ付為其賞木盃壹個下賜候事 / 太政官

八月十四日
脚氣病院委任被仰付候事 / 全

八月十五日
脚氣病院審査委員申付候事 / 内務省

九月廿三日
中部檢閱監軍部長属員被仰付候事 / 陸
軍省

十月廿三日
本病院御用係更ニ被仰付候事 / 全

十二月十六日
叙從五位

明治十三年三月廿三日
府會ノ撰舉ニ依テ當地方衛生會ノ委員ヲ
命ス / 東京府廳

明治十四年三月十九日
東京府下和田倉門内ヨリ失火之節罹災者ヘ金
貳拾円施与候ニ付為其賞木盃壹個下賜候事

七月十四日
兼任東京大學教授

七月十八日
東京大學醫學部勤務被仰付候事 / 文部省

八月三十一日
諮問總會ノ會員ニ撰舉候事 / 東京大學
総理

九月六日
為手當一ヶ年金六百円給与候事 / 文部省

九月十四日
脚氣患者審査ノ為メ野州宇都宮ヘ出張被仰
付候義ハ取消候條此旨相達候事 / 全

明治十五年十月廿一日
東京陸軍病院長更ニ被仰付候事 / 陸軍省
岩倉右大臣所勞ニ付診療被仰付候旨御沙汰
候條本日午後一時同邸ヘ被罷出度此段申入
候也 / 宮内卿
金百五拾円也
右為慰勞下賜候事 / 宮内省

明治十六年十一月廿五日
陸軍卿大山巖御用有之歐洲ヘ被差遣候ニ付
随行被仰付候事 / 太政官

明治十七年二月四日
歐洲出張中學事取調之儀嘱托候ニ付為手當
一ヶ年金三百円給與候事
但不在中從前ノ手當金廢止候事 / 文部省

二月八日
歐洲御用中本學學事上取調之儀嘱托候事
/ 東京大學

二月十六日
横濱出帆

五月十五日
醫術開業免狀ヲ受ク

明治十八年一月廿五日
歸朝

二月十日
伊太利國皇帝陛下ヨリ贈与シタルコンマン
デールテルオルディネデルサンマウリシヨ
エーテツアロ勲章ヲ受領シ及ヒ佩用スルヲ
允許候事

全日
法朗西共和國政府ヨリ贈与シタルヲフキシエ
ドロールナシヨナルドラレシヤントノー
ル勲章ヲ受領シ及ヒ佩用スルヲ允許候事

三月十八日
以書簡申進候陳者此程中ヨリ有栖川二品親
王御所勞被為在候處頃日御容躰如何被為
在候哉篤ト御診察被遂其旨言上可致様御沙
汰有之候條早速官邸御伺之上御模様篤ト宮
内省當直書記官迄御申聞有之度尤池田侍暨
ニモ御容體ニ付貴下ト御相談可致旨申遣置
候間同人ヘ御打合相成度候此段申進候也
/ 吉井宮内少輔

明治十八年四月七日
陸軍卿伯爵大山巖福岡縣下行幸供奉随行被
仰付候事 / 陸軍省

明治十八年四月七日
叙勲三等授旭日中綬章

四月八日
別紙之通御達相成候間為心得此旨相達候事
/ 軍醫本部長
別紙 今度橋本軍醫本官ヘ随行被仰付義
ハ行幸御途次各府縣下麻疹流行之時ニ際シ
候間御途中萬端御都合上ヨリ別段ニ太政大
臣ヨリ御内示之旨ニ因テ随行為致候儀ニ有
之候間此段為心得及内達候也 / 陸軍卿
伯爵大山巖

四月十一日
聖上御風氣ニ被為在行幸難被為成御名代ト
シテ二品彰仁親王殿下福岡大演習御發行之
事ニ被相決候就テハ貴官曾テ本官随行ノ筈
ノ處右ノ次第ニテ行幸不被為成候上者貴官
不及随行候間此段不取敢申入候也 / 全
追テ本文被差免之辞令書ハ不日可相達管ニ
有之候也

一月十八日
ウルツブルヒファイザカリシエメヂチニシエ

ゲセユルシヤフト名譽委員トナル (19)

五月二十一日

任陸軍軍醫總監
補陸軍軍醫本部長

七月二十五日

叙正五位

十月五日

獨逸國皇帝陛下ヨリ贈与シタル赤鷲第二等
勲章ヲ受領シ及ヒ佩用スルヲ允許候事

十二月十七日

東京府養育院委員囑托候事
／東京府知事

全日

東京府養育院醫長委囑候事
／全

明治十九年三月一日

補陸軍省醫務局長

七月廿一日

御用有之第二軍管下及第一軍管ノ内佐倉營
所高崎分營巡回被仰付
／内閣

明治十九年十月二十八日

叙從四位

十一月十八日

東京醫會麹町支部會々長トナル

明治二十年一月二十二日

東京慈恵醫院商議醫員貴官へ被仰付候旨皇
后陛下御沙汰ニ付此段及御達候也
／皇
后大夫

六月二十二日

日本赤十字社監督ヲ命ス
／陸軍省

明治二十一年四月二十一日

御用有之第三第四第五第六各軍管々下巡視
被仰付
／内閣

五月七日

明治二十年勅令第十三号學位令第三條ニ依
リ醫學博士ノ學位ヲ授ク
／文部大臣

十月二十六日

爰ニ從四位勲三等橋本綱常氏社事ニ盡力セラ
レ其功績顯著ナルヲ以テ本社有功章社員章條
例ニ據リ上奏裁可ヲ蒙リ有功章ヲ贈与ス

十一月二十七日

常宮拜診御用被仰付候事
但侍醫局長官池田謙齋ト可申談事

明治二十二年十一月二十五日

明治二十二年八月三日勅令第百三十三号ノ旨ニ
依リ大日本帝國憲法發布記念章ヲ授与ス

明治二十三年二月

今般市参事會ノ議決ニ依リ東京市養育院醫
長及囑托候也
／東京市参事會

九月二十九日

貴族院令第一條四項ニ依リ貴族院議員ニ任ス

十月四日

豫備被仰付
／内閣

十二月十三日

福井縣尋常中學校備品トシテ書籍三十五部
寄附候段奇特ニ付為其賞木盃一個下賜候事

十二月二十七日

任宮中顧問官
叙勅任官二等賜三級俸

全日

日本赤十字社監督被仰付候事
／宮内省

明治二十四年九月十六日

皇太后宮拜診御用被仰付候事
ウイーン府帝國醫會ノ通信員ニ撰定セラレ

明治二十四年五月

本會創立以來五ヶ年餘會長ノ任ヲ以テ能ク

會務ヲ統轄致サレ候段其功勞不尠候ニ付明
治二十四年三月春季總會ノ決議ニ依リ為其
賞木盃壹個ヲ贈リ此ニ謝意ヲ表ス
／東
京醫會麹町支部會 (20)

七月十三日

賜六級俸
／宮内省

九月三十日

土耳其國皇帝陛下ヨリ贈与シタル美治慈恵
第二等勲章ヲ受領シ及ヒ佩用スルヲ允許ス

十二月十六日

叙正四位

明治二十五年四月一日

明治二十三年中米價騰貴ノ節東京市麹町區
窮民救助費トシテ金貳拾円寄附候段奇特ニ
付為其賞木盃一個下賜候事

明治二十六年十一月二日

明治二十四年十月震災ノ節福井縣被害者救
助トシテ金拾円施与候段奇特ニ付為其賞木
杯壹個下賜候事

明治二十七年三月九日

明治二十七年勅令第二十三号ノ旨ニ依リ大
婚二十五年祝典之章ヲ授与ス

十二月二十六日

叙勲二等授瑞寶章

明治二十八年三月五日

廣島へ出張被仰付
／宮内省

十月十五日

投票ノ多數ヲ以テ本會部長ニ當撰ス
東京醫會麹町支部會

十月

本會創立以來三ヶ年餘部長ノ任ヲ以テ勤續
シ會務ヲ統轄致サレ候段其功勞不尠候ニ付
明治二十四年三月春季總會ノ決議ニ依リ為
其賞木盃壹個ヲ贈リ此ニ謝意ヲ表ス
／全

十月三十一日

特旨ヲ以テ華族ニ被列
依勲功特授男爵
今般依勲功被列華族候ニ付特旨ヲ以テ帝室
御資産ノ内金壹萬円下賜候條家門保續之目
的可相立候
右奉 勅旨相達候事 / 宮内大臣

全日

今般華族ニ列セラレ候ニ付家門永續資トシ
テ下賜候金額ハ軍事公債證書ヲ以テ下附候
條御旨意ヲ奉シ世襲財産ヲ構成シ永久保管
ノ道相立可申事 / 全

明治二十八年十一月十八日

明治二十七八年從軍記章授与

十一月二十一日

東宮葉山行啓供奉ヲ命ス

十二月二十八日

明治二十七八年事件ノ功ニ依リ旭日重光章
及年金五百円ヲ授ケ賜フ
授旭日重光章

明治二十九年一月二十日

皇太子殿下沼津行啓被仰付⁽²¹⁾

三月六日

東宮府へ貫属替願濟

明治三十年一月二十六日

皇太后陛下御柩供奉被仰付

三月十九日

官制改正
任陸軍軍醫監

十月十一日

叙一等

明治三十一年一月三十一日

叙從三位

九月二十九日

皇太子殿下京都行啓供奉被仰付

明治三十三年五月十日

叙勲一等授瑞宝章

五月二十一日

皇太子同妃両殿下京都府及三重奈良両縣下
行啓供奉被仰付

明治三十八年二月六日

任陸軍々醫總監

明治三十九年九月十四日

帝國學士院規定第二條ニ依リ勅旨ヲ以テ帝
國學士院會員被仰付

明治三十九年四月一日

明治三十七八年戰役ノ功ニ依リ旭日大綬章
及金四千圓ヲ授ケ賜フ

授旭日大綬章
明治三十七八年戰役從軍記章授与

六月十二日

普魯西國皇帝陛下ヨリ贈与シタル赤鷲第一
等勲章ヲ受領シ及ヒ佩用スルヲ允許ス

明治四十年九月廿三日

依勲功特陞授子爵

十二月十日

叙正三位

明治四十二年二月十八日

特旨ヲ以テ位一級被進
叙從二位

薨

全 廿二日

葬送ニ付勅使トシテ侍從伯爵清水谷實英ヲ
差遣サレ白絹二匹ヲ下賜

【引用文献及び注釈】

- 1) 保科英人, 三崎嘯輔の生涯. 日本海地域の自然と環境. (二十一) .. 五十一―七十八, 二〇二四.
- 2) 尾崎耕司, 明治維新时期西洋医学導入過程の再検討. 大手前大学論集. (十三) .. 四十三―六十四, 二〇二二.
- 3) 福井市立郷土歴史博物館編, 橋本綱常博士の生涯. 博愛社から日赤へ. 建設期の赤十字人, 福井市立郷土歴史博物館, 一九八八.
- 4) 福井新聞編, 福井県大百科事典. 福井新聞社, 一九九一.
- 5) 笹岡芳名, 越藩福井暨史及暨人傳. 三秀舎, 一九二一.
- 6) 霞会館諸家資料調査委員会編, 華族制度資料集. 吉川弘文館, 一九八五.
- 7) 小田部雄次, 華族. 近代日本華族の虚像と実像. 中公新書, 二〇〇六. なお, 前掲, 『福井県大百科事典』では, 橋本綱常の男爵の爵位授与を明治二十七年と記すがこれは誤り.
- 8) 霞会館諸家資料調査委員会編, 昭和新修華族家系大成. 上巻. 霞会館, 一九八二.
- 9) 霞会館諸家資料調査委員会編, 昭和新修華族家系大成. 下巻. 霞会館, 一九八四.
- 10) 保科英人, 博物學者高千穂宜麿先生小傳. 日本海地域の自然と環境. (二十二) .. 一三三―一三三, 二〇一五.
- 11) 福井県文書館編, 福井藩士履歴一. あゝえ. 福井県文書館, 二〇一三.
- 12) 福井県文書館編, 福井藩士履歴五. のゝま. 福井県文書館, 二〇一七.
- 13) 日本赤十字社病院編, 橋本綱常先生. 大空社, 一九九四.
- 14) 原史料では十一月二〇日の「依願免兼官」の次に五月の「九州御巡幸供奉被仰付」が続いている。本稿ではそのまま翻刻した。原資料には欄外に「マヽ」との但し書きがある。
- 15) 同様日付の前後に入れ違いがあるが、原文のまま翻刻した。原資料には欄外に「日付ハ原文ノマヽ」との但し書きがある。
- 16) 原資料では欄外に「明治三年ハ原書ノマヽ慶應ノ誤坎」との但し書きがある。実際、和暦は明らかに「慶應三年」の誤記である。
- 17) 同様日付の前後に入れ違いがあるが、原文のまま翻刻した。
- 18) 原資料では欄外に「六月月迄(原書ノマヽ)」との但し書きがある。「六月迄の間違いではないか」との意味が込められているものと思われる。
- 19) 同様日付の前後に入れ違いがあるが、原文のまま翻刻した。原資料にも欄外に「月日ハ原書ノマヽ」との但し書きがある。また、「シヤ」の右線は原資料表記をそのまま写したものの。
- 20) 欄外に「五月ハ原書ノマヽ」との但し書きがある。
- 21) 欄外に「原書ノマヽ」との但し書きがある。